

能ヶ谷東部土地区画整理組合ほか9団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

能ヶ谷東部土地区画整理組合ほか9団体(以下「組合等」という。)は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため土地区画整理事業を行うことを目的として設立されており、その事業の概要は表1のとおりである。

なお、都市基盤整備公団については、土地区画整理法第71条の2第1項の施行規程及び事業計画認可によって土地区画整理事業を施行している。

(表1) 土地区画整理事業概要

(平成12.3.31現在)

組合等名	主たる 施行地区	組合設立 認可年月日	事業施行 期限	施行区域 面積(m <sup>2</sup> )	全体計画額 (千円)
能ヶ谷東部	町田市能ヶ谷町	平成9.3.6	平成16.3.31	252,325	13,368,401
能ヶ谷	町田市能ヶ谷町	平成9.9.11	平成14.3.31	71,867	3,997,127
小山町馬場	町田市小山町	平成7.12.6	平成13.3.31	55,787	3,805,000
あきる野市原小宮	あきる野市原小宮	平成6.6.21	平成14.3.31	168,232	5,623,474
あきる野市雨間	あきる野市雨間108	平成2.7.11	平成14.3.31	267,533	7,333,000
日野市東光寺上第1	日野市新町5丁目	平成5.12.3	平成15.3.31	187,869	5,861,000
日野市四ッ谷前	日野市栄町	平成3.11.13	平成14.3.31	62,106	3,055,000
千代田区飯田町	千代田区飯田橋3丁目	平成11.3.16	平成14.7.31	50,069	9,467,143
葛西	江戸川区東葛西1丁目	昭和44.12.6	平成13.3.31	929,972	15,770,000
都市基盤整備公団	立川基地跡地関連	平成9.3.31	平成23.3.31	588,022	32,765,000

(2) 都との関係

都は、組合等に対し「東京都土地区画整理事業助成規程」(昭和33年東京都告示第44号)に基づき、表2の経費を対象として補助金を交付しており、組合等別の交付額は表3のとおりである。

(表2) 土地区画整理事業補助対象経費

区 分	補 助 内 容	補助対象事業費に対する補助率等
物件移転補償費	都市計画決定された公共施設(道路、公園、河川等)に係る物件の移転及び除却に要する経費 上記以外の物件移転補償費(区画道路、仮換地等に係るもの)については、用地費に対応する経費となる。	都補助金 10/10 (ただし、都市計画施設が市町村の施設となる場合は5/10)
工 事 費	都市計画決定された公共施設の工事に要する経費	
用 地 費	土地区画整理事業のうち、上記及びを除く経費 (組合は原則として過年度補助、公団は当該年度補助) 補助金の限度額は、 (都市計画決定公共施設地積 - 在来公共施設地積) × 評価額	
利子補給費	用地費に係る経費の借入利子	

(表3) 補助金交付状況

(単位：千円)

組 合 等 名	平成10年度	平成11年度	計
能ヶ谷東部	307,028	786,716	1,093,744
能ヶ谷	0	167,034	167,034
小山町馬場	19,245	34,650	53,895
あきる野市原小宮	323,835	479,549	803,384
あきる野市雨間	551,122	245,465	796,587
日野市東光寺上第1	128,685	238,294	366,979
日野市四ッ谷前	165,137	102,546	267,683
千代田区飯田町	0	640,000	640,000
葛 西	206,643	231,838	438,481
都市基盤整備公団	741,526	787,474	1,529,000

## 2 組 織

監査対象組合等の組織は、表4のとおりである。

(表4) 組合等別役員数等

組 合 等 名	事 務 所 所 在 地	組 合 員 数	理 事 長	副 理 事 長	理 事	監 事
能ヶ谷東部	町田市能ヶ谷町319-2	48名	1名	2名	7名	3名
能ヶ谷	町田市能ヶ谷町319-2	57	1	3	9	3
小山町馬場	町田市小山町262	33	1	2	3	3
あきる野市原小宮	あきる野市原小宮69-1	221	1	2	8	2
あきる野市雨間	あきる野市雨間108	270	1	2	8	2
日野市東光寺上第1	日野市新町5-20-1	101	1	1	6	2
日野市四ッ谷前	日野市栄町1-16-3	66	1	1	6	2
千代田区飯田町	千代田区飯田橋3-13-1	11	1		4	2
葛西	江戸川区東葛西6-12-7	896	1	2	10	3
都市基盤整備公団	立川市緑町3173-1	9	1	1	4	4
		地権者数	審議会会長	審議会副会長	審議会委員	評価員

## 第2 監査の範囲及び実地監査期間

### 1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の補助事業について実施した。

### 2 実地監査期間

(1) 都市計画局 平成12年11月21日

(2) 組合等

組 合 等 名	実地監査年月日
都市基盤整備公団 千代田区飯田町	平成12年11月22日
葛西 あきる野市原小宮 能ヶ谷東部	平成12年11月27日
能ヶ谷東部 日野市東光寺上第1	平成12年11月29日
能ヶ谷 あきる野市雨間	平成12年12月1日
小山町馬場 日野市四ッ谷前	平成12年12月4日

### 第3 監査の結果

#### 1 事業実績について

平成10年度及び平成11年度における補助事業の実績は、表5のとおりであり、事業は別項指摘事項に関するものを除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

なお、工事については、土地区画整理区域内における道路築造、宅地造成等を実施しており、主な工事内容は、表6のとおりである。

(表5) 補助金交付の対象事業の実績

組合等名	年度 平成	用地費		物件移転補償費		工事費		利子補給費	合計額
		金額 (千円)	規模 (㎡)	金額 (千円)	件	金額 (千円)	規模 (㎡)	金額 (千円)	金額 (千円)
能ヶ谷東部	10	276,907	4,205			30,036	1,232	85	307,028
	11	738,326	11,212			43,828	1,515	4,562	786,716
能ヶ谷	10								
	11	139,932	1,509			26,793	2,348	309	167,034
小山町馬場	10	19,136	416					109	19,245
	11			17,453	1	17,197	4,136		34,650
あきる野市原小宮	10	201,875	1,467	10,909	4	110,108	4,496	943	323,835
	11	401,908	2,920	396	1	75,664	6,040	1,581	479,549
あきる野市雨間	10	370,694	2,496	9,600	1	170,250	10,087	578	551,122
	11	244,414	1,219					1,051	245,465
日野市東光寺上第1	10	108,300	934	20,000	3			385	128,685
	11	89,594	773	146,700	15	2,000	雨水管 22m		238,294
日野市四ッ谷前	10	114,865	710	45,964	4	3,490	70	818	165,137
	11	80,459	456	1,457	2	20,235	2,600	395	102,546
千代田区飯田町	10								
	11	618,790	614			21,210	1,780		640,000
葛西	10	142,326	94	64,317	3				206,643
	11	110,995	73			120,843	5,302		231,838
都市基盤整備公団	10	741,526	1,738						741,526
	11	561,988	1,317			225,486	共同溝 621m		787,474

(表6) 主な工事内容

(単位：千円)

組 合 名	工 事 件 名	工 事 期 間	契 約 金 額
能ヶ谷東部	平成9年度土木工事	平成9.7.7 ~ 平成10.3.25	426,770
あきる野市原小宮	平成10年度区画道路築造 工事及びその他工事	平成10.8.11 ~ 平成11.3.24	111,667

(注) 上記工事は、用地費補助対応工事である。

## 2 指 摘 事 項

## (1) 共 通 関 係

## ア 補助金の返還を求めべきもの

局は、土地区画整理組合等に対し、「東京都土地区画整理事業助成規程」に基づき補助金を交付しているが、平成11年度における葛西土地区画整理組合（以下「組合」という。）に対する補助について見たところ、次のとおり適正を欠くものが認められた。

組合は、補助金交付額の算定を適正に行われたい。また、局は、補助対象経費の審査を適正に行うとともに、速やかに、過大に交付された補助金の返還を求められたい。

( 葛西土地区画整理組合 )

( 都市計画局 )

(ア) 組合は、平成10年度において、江戸川区葛西に所在する物件（5件）の移転補償費1億1,154万8,644円を支出している。

ところで、組合は、この物件の移転補償費のうち1億1,099万5,000円を平成11年度の用地費に対応する補助対象経費として申請し、局は、これを補助金として交付している。

しかしながら、この補償費の移転料算定書を確認したところ、A所有の移転対象物件について、組合が、補償額の算定を誤ったことから補助金287万4,000円が過大に交付されている。

(イ) 組合は、平成11年度において、都市計画街路放射16号線（西側）街路築造工事（工期：平成11.10.19～平成12.3.21）及び同街路（東側）一部事業用地整備工事（工期：平成11.11.10～同年12.20）を行い、補助金1億2,084万3,000円の交付を受けている。

しかしながら、この補助金の交付額は、当該工事費の実支出額（契約金額）を基礎に算定すべきところ、組合は、工事設計（積算）額を基礎に算定したことから、表7のとおり、補助金662万7,000円が過大に交付されている。

(表7) 土地区画整理事業(工事費)補助金の過大交付額

(単位:円)

区 分	正 (交付すべき額) A	誤 (既交付額) B	過大交付額 (B - A)
都市計画街路放射16号線(西側)街路築造工事			
本工事費	(契約金額) 106,365,000	(設計金額) 112,686,000	
設計監督費(注)	3,722,000	3,942,000	
合 計	110,087,000	116,628,000	6,541,000
都市計画街路放射16号線(東側)一部事業用地整備工事			
本工事費	(契約金額) 3,990,000	(設計金額) 4,074,000	
設計監督費(注)	139,000	141,000	
合 計	4,129,000	4,215,000	86,000
総 合 計	114,216,000	120,843,000	6,627,000

(注) 設計監督費 = { 設計費 (本工事費 (税抜) の1.5%以内) + 監督費 (本工事費 (税抜) の2%以内) } + 消費税額